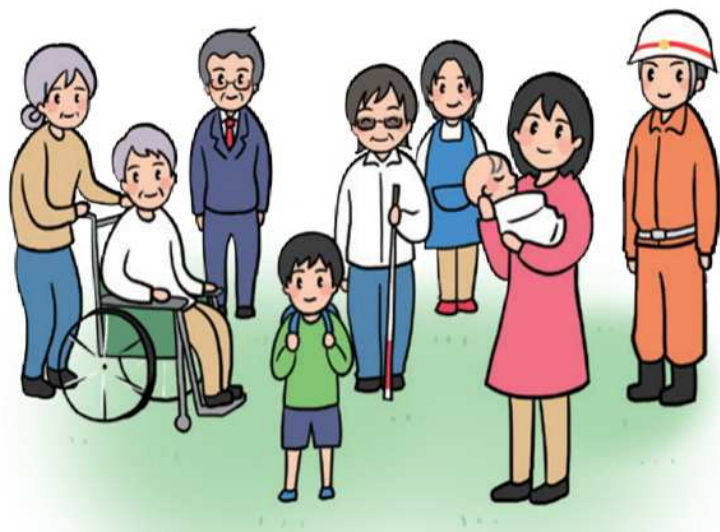




地域における支え合い活動 及び 個別避難計画について

流山市 健康福祉部 福祉政策課
04 - 7196 - 6605 (課直通)

地域支え合い活動 - 孤立死防止と災害への備え -

ニーズ・情報を共有 - 日常からの関係づくり -

対象となる方

75歳以上のみ世帯の方
障害等級をお持ちの方
要介護認定を受けた方
登録を希望する方

同意により名簿登録

本人の連絡先・災害時の配慮事項等
緊急時の連絡先（市でのみ保管）

流山市

自治会等

お住まいの地域の活動主体

日常からの地域支え合い活動

声かけ、見守り、サロン活動
防災訓練、ちょっとしたお手伝い

災害発生時の地域支え合い活動

情報伝達・避難支援・安否確認
避難所での支援活動

関係機関

民生委員・児童委員
消防・警察・社会福祉協議会
地域包括支援センター等

対象要件に該当された方には、流山市から登録希望の調査票を送付しています。

登録を希望する方の随時申出も可能です。（福祉政策課04-7196-6605まで）

地域のチカラ - 少しずつ・できることを・できる範囲で -

支え合いのかたち - 地域ぐるみで連携 -

緩やかな見守り	地域による見守り	専門的な見守り
日々の生活や業務の中で ● 「それとなく注意を払う」 ● 「さりげなく様子を見る」 ● 仲間と集う ● サークルやボランティア活動	見守りが必要な方に対して (支え合い活動名簿を活用) ● 定期的な安否確認・声かけ ● 防犯パトロール時の見守り ■ 災害時の避難支援・安否確認	本人・家族からの相談・申請 地域からの通報・相談を受けて ● 困難事例の対応（家族による虐待・認知症など） ● 医療や介護保険サービス、福祉の制度へつなげる ■ 災害時の応急対応・適切な支援
異変に気づいた時は専門機関・緊急対応につなげる		
● 隣近所・友人 ● 敬老会・ふれあいの家 ● 地域見守りネットワーク・SOSネットワーク (民間事業者との協定)	● 民生委員・児童委員 ● 地区社会福祉協議会 自治会・自主防災組織 社会福祉協議会 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）	● 市役所 ● 警察・消防（緊急時） 介護支援専門員 相談支援専門員

地域支え合い活動 - 各地域での活動事例 -

日頃の自治会活動の中で

- 手渡しで回覧板を回す
- 自治会の広報紙を手渡しで配付する
- 防犯パトロール時の外部からの見守り

気づき・さりげない見守りの輪

- 認知症サポーター養成講座の活用
- 出前講座の活用
- 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、警察、消防等との連携

サロン・敬老会・健康教室

- 仲間づくり・多世代交流の推進
- 高齢者ふれあいの家による交流の場づくり
- ながいき100歳体操（市から講師派遣）

災害への備え

- 支援情報の登録
- 避難訓練
- 支え合いマップの作成



これまで行ってきた活動や、無理なく手近に取り組めることから!!

名簿提供により活動を実施する自治会等には、報償費（1～5万円）を支給しています。

異変に気付いたら - チーム・ネットワークで対応 -

緊急性は無さそうだが、行政サービスや地域の支援が必要な場合

買い物、食事、洗濯等、日常生活に支障をきたしているように感じられる等、
緊急性は無さそうだが、何らかの支援が必要と思われる場合

- 相談窓口や専門機関への連絡・連携
- 民生委員・児童委員との情報共有、民間サービスの利用等も考えられます。

主な連絡・相談・通報先		電話番号
流山市役所	福祉政策課（地域支え合い活動など）	04-7196-6605
	介護支援課（介護保険制度）	04-7150-6531
	高齢者支援課（高齢者福祉・介護予防）	04-7150-6080
高齢者なんでも相談室 （地域包括支援センター）	北部（東深井・江戸川台小学校区）	04-7155-5366
	北部西（西深井・新川小学校区）	04-7197-1378
	中部（常盤松・西初石・おおぐろの森中学校区）	04-7150-2953
	南部（南部・南流山中学校区）	04-7159-9981
	東部（東部・八木中学校区）	04-7148-5665

おおたかの森中学校区は、中部、南部、東部に分かれています。

異変に気付いたら - チーム・ネットワークで対応 -

ここ数日、姿が見えない・雨戸が閉じたまま等、安否が気になる場合
(郵便物や配達物の牛乳が溜まっているが...もしかしたら入院している・外出しているかもしれない)

- 家族等への連絡(所在や普段の様子を確認) **家への立入りには、原則家族等の了承が必要です**



- 家族の連絡先が分からない・連絡がつかない場合
市役所(緊急連絡先を保管)、高齢者なんでも相談室等の関係機関へ連絡

地域で緊急連絡先が分からない時は...【市が確認できる情報】

福祉政策課	・地域支え合い活動に登録されている緊急連絡先(不同意者含む) ・地域で見守り活動を行う方(自治会関係者・民生委員)への確認
介護支援課	・担当ケアマネジャーや介護保険制度・介護サービスの利用状況
高齢者支援課	・高齢者なんでも相談室の相談履歴・高齢者福祉サービスの利用状況
障害者支援課	・障害者手帳の情報や障害福祉サービスの利用状況
保険年金課	・医療機関の受診履歴



最終的に
警察・消防へ連絡

個別避難計画の作成 - 今までの支え合い活動を活かして -

個別避難計画とは

だれの手助けを得て
どこに避難するかを
あらかじめ決めておく計画書です。

作成の対象者

以下に該当する方のうち、在宅で生活する方

- (1) 要介護3・4・5の認定を受けている方
 - (2) 身体障害者手帳1・2級、
療育手帳 ・Aの1・Aの2、
精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - (3) その他、自力での判断や避難が困難な方
- (1)～(3)に該当しない方も作成できます。
災害への日頃の備えとしてお勧めしています。

記載する項目（一部抜粋）

- 避難支援等実施者
...安否確認や情報伝達など、
避難を支援する身近な人
(例)同居の家族、近所の方、
自治会など

- 避難先、避難経路
- 避難支援に必要な情報
- 避難生活で助けてほしいこと

+ 救急情報カード +	
氏名	
住所	
電話番号	
緊急連絡先	
アレルギー	
持病	
その他	

+

生活支援シート③	

生活支援シート②	
1	☐
2	☐

生活支援シート①	
☐ ☐	

個別避難計画の作成 - 今までの支え合い活動を活かして -

作成方法

- 本人と家族で作る
- 福祉専門職（ ）の支援で作る
（ ）ケアマネジャー、相談支援専門員など
- 自治会など、地域で作ってみる



自治会・自主防災組織の
活動の一環として、
地域で作ってみませんか

市職員が集会などに参加して、
一緒に作成することもできます

計画の活用例

- ひなんさんぽ（当事者を交えた避難訓練）
- 避難の声掛け、誘導



地域の
災害リスクが
わかります



普段からの
関係づくりにも

個別避難計画の作成や「ひなんさんぽ」をとおして、
高齢者・障害者等と地域・福祉が普段からつながることが重要です。